

携帯電話 不正利用防止法

お問い合わせ先

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 利用環境課

TEL 03-5253-5487

警察庁 刑事局

捜査支援分析管理官

TEL 03-3581-0141 (代)



携帯音声通信役務を
契約する場合の本人確認について

総務省・警察庁
令和8年4月改訂

携帯電話不正利用防止法とは？

携帯電話不正利用防止法(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)とは、匿名で契約された携帯電話がオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯罪に利用されていたことを受けて成立した、**携帯電話事業者**に契約者の本人確認を身分証明書等に基づいて行うことを義務づけた法律です(平成18年4月施行)。



その後、匿名で契約されたレンタル携帯電話の犯罪利用が問題となったことから、携帯電話を業として有償で貸与する**レンタル携帯電話事業者**にも、**レンタル契約者の本人確認を身分証明書等に基づいて行うことを義務づける**などを内容とする、携帯電話不正利用防止法の改正が行われました(平成20年12月施行)。

その後も、いわゆる050アプリ電話により特殊詐欺が行われる事態が数多く発生していることを受け、**いわゆる050アプリ電話を提供する事業者についても本人確認を義務づける**ことを内容とする省令改正(令和6年4月施行)が行われ、また、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、**非対面での契約における本人確認方法の見直し等**を内容とする省令改正が行われました(令和8年4月施行)。

※なお、以下の説明は、携帯電話不正利用防止法やその施行規則の中から、**最低限**ご理解を頂きたい事項について抽出し、平易に記載したものですので、正確なルールについては法律や施行規則をご確認ください。

※レンタル業者向けの説明は、「レンタル携帯電話を契約する場合の本人確認について」をご覧ください。



本人確認とは？

携帯電話事業者が、**契約の相手方の本人特定事項を、公的機関の発行した身分証明書等(本人確認書類)により確認**することです。確認しなければならない本人特定事項は、契約者が個人であるか法人であるかによって、次のとおり異なります。

本人特定事項

個人

氏名＋住居＋生年月日

法人

名称＋本店等(主たる事務所でもよい。以下同じ)の所在地＋代表者や契約担当者の本人特定事項(氏名＋住居＋生年月日)



本人確認の方法は？

契約が店頭等の対面で行われるかオンライン等の非対面で行われるか、契約者が自然人であるか法人であるかによって、それぞれ手順が異なります。

ただし、いずれであっても、**役務提供契約を締結するに際しては、本人確認を完了**させなければなりません。



1. 契約者が個人の場合

(1)対面での契約

- ① P 5 の 1 ①～④、⑦に掲載されている本人確認書類の原本の**提示**を受ける方法
- ② P 5 の 1 ⑤、⑥に掲載されている本人確認書類の原本の**提示**を受ける
＋契約者の住居に携帯電話、SIMカードやサンキューレター等の契約関係書類(以下「**携帯電話端末等**」という。)を、書留郵便等により転送不要郵便等で送付する方法(※ 1)

(2)非対面での契約

- ①ソフトウェアを通じて契約者本人の顔画像の**送信**を受ける(※ 2)
＋**写真付き本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)に付属するICチップに記録された本人特定事項等の**送信**を受ける方法
- ②ソフトウェアを通じて**写真なし本人確認書類**(写真のないマイナンバーカード等)に付属するICチップに記録された本人特定事項の**送信**を受ける
＋契約者の住居に携帯電話端末等を、書留郵便等により転送不要郵便等で送付する方法(※ 1)
- ③ P 5 の 1 ⑤に掲載されている本人確認書類の原本の**送付**を受ける
＋契約者の住居に携帯電話端末等を、書留郵便等により転送不要郵便等で送付する方法(※ 1)
- ④特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、携帯電話端末等を**送付**する方法
- ⑤電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合、電子署名に係る電子証明書を付した本人特定事項の**送信**を受ける方法(例えば、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスなど)
- ⑥契約者本人からカード代替電磁的記録のうち、本人特定事項等に係る記録の**送信**を受ける
＋当該記録が契約者本人のものであることを確認する方法

(3)短期滞在外国人の場合

- ① P 5 の 1 ⑥(ア)、P 5 の 1 ⑦に掲載されている本人確認書類の原本もしくは P 5 の 1 ①～⑦に掲載されている本人確認書類の写しの**送付**を受ける
＋契約者の住居に携帯電話端末等を、書留郵便等により転送不要郵便等で送付する方法(※ 1)

2. 契約者が法人の場合 (※ 3)

(1)外国法人以外の場合

- ①登記事項証明書等の法人の証明書の原本の**提示**を受ける方法
- ②登記事項証明書等の法人の証明書の原本の**送付**を受ける
＋本店等の所在地に携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法(※ 1)
- ③契約担当者から法人の名称と本店等の所在地の申告を受ける
＋電気通信回線による登記情報提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法
＋(非対面契約の場合:本店等の所在地に携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法(※ 1))
- ④契約担当者から法人の名称と本店等の所在地の申告を受ける
＋番号利用法の規定により公表されている名称及び本店等の所在地を確認する方法
＋(非対面契約の場合:本店等の所在地に携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法(※ 1))
- ⑤電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合、電子署名に係る電子証明書を付した本人特定事項の送信を受ける方法

(2)外国法人の場合

- ①契約担当者から P 6 の 2 ②に掲載されている本人確認書類の写しの送付を受ける
＋本店等の所在地に携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法(※ 1)

※ 1 携帯電話端末等を送付する代わりに、販売員等が契約者の住居または本店等に赴いて、直接交付することも可能です。

※ 2 ソフトウェアの詳細については、総務省ホームページ([https:// www.soumu.go.jp/main_content/ 000741378.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000741378.pdf))をご覧ください。

※ 3 (1)、(2)に加えて、**実際に契約事務を担当する者(会社の代表者や契約担当者)の本人確認が必要**です。その本人確認は、契約者が個人の場合の本人確認(P 3)と同じ方法で行います。



本人確認書類とは？

1. 個人の場合

(いずれも、契約者本人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限る)

- ①マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書
※パスポートに住居の記載がない場合には、補完書類(次頁参照)を使って、住居の確認をすることが必要です。
- ②資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳
- ③児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- ④官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載と契約者の顔写真があり、一つだけ発行・発給されているもの(例えば、クレーン免許や小型船舶免許などの免許証など)
- ⑤印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し
- ⑥官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、
(ア)契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があるが、契約者の顔写真がないもの、又は(イ)顔写真があっても複数発行・発給されたもの(例えば、各都道府県の発行している介護保険や児童福祉手当における受給資格証明証など)
- ⑦外国政府や国際機関が発行した書類で、上記の本人確認書類に準じた書類



2. 法人の場合

- ①登記事項証明書、印鑑登録証明書
- ②官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、法人の名称及び本店等の所在地の記載があるもの

本人確認書類の補完書類について

1～2それぞれの場合の本人確認書類に、住居(個人・外国人の場合)や本店等の所在地(法人の場合)の記載がない場合や、その住居の記載が古いものである場合など、契約を結ぶ際の最新の住居が確認できない場合には、次の補完書類と一緒に使い、最新の住居を確認することで、本人確認をすることが出来ます。

※領収日付または発行年月日が、確認をする日の6ヶ月以内であるものに限りします。

- (1)他の本人確認書類
- (2)国税または地方税の領収証書又は納税証明書
- (3)社会保険料の領収証書
- (4)公共料金(日本の電気、ガス、水道水その他これらに準ずるもの)の領収証書
- (5)日本の官公庁や外国政府や国際機関が発行した書類で(1)～(4)の書類に準じた書類



[illegible]

※携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する代わりに、販売員等が契約者の住居または本店等に赴いて、直接交付することも可能です。

携帯電話事業者は、契約時の本人確認を行った後には、**速やかに本人確認に関する事項等を「本人確認記録」として記録を作成する必要があります。**また、この本人確認記録は、携帯電話の契約期間中はもちろん、**契約が終わっても3年間保存**しなければなりません。

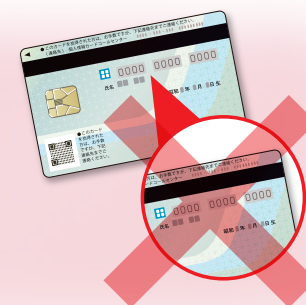
なお、本人確認記録に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・本人確認を行った者の氏名(又はその者を特定するに足りる事項)
- ・本人確認記録の作成者の氏名(又はその者を特定するに足りる事項)

- ・本人確認を行った日付
- ・本人特定事項
- ・本人確認を行った方法
- ・本人確認に用いた書類・電子証明書の種類
＋記号番号その他の当該書類・電子証明書を
特定するに足りる事項



※マイナンバーや基礎年金番号等、法令により書き写すことやコピーを取ることについて制約がある番号については、その番号自体を記録するのではなく、他の情報(発行元機関名や別の識別記号等)を記録するよう注意ください。

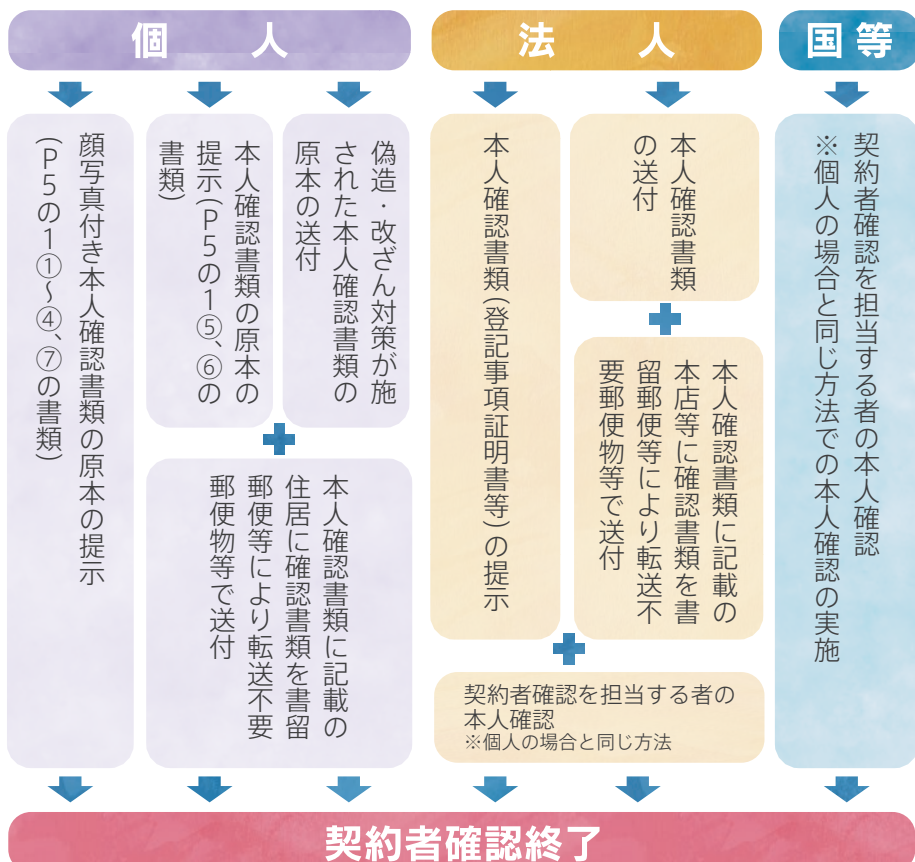


このほか、本人確認に用いた書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報、ICチップに記録された情報、カード代替電磁的記録に記録された情報若しくは登記情報の送信を受けたとき、公表事項を確認したときは、本人確認記録と関連付けて3年間保存する必要があります。

契約者の確認とは？

警察から携帯電話が犯罪利用されている等の通知を受けた場合、携帯電話事業者は契約者の確認を行うことができます。

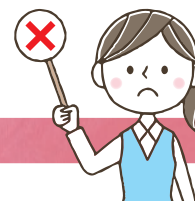
携帯電話が、携帯電話不正利用防止法に違反して譲渡等されている場合や、詐欺や恐喝等の犯罪に利用されていると認められる場合に、警察署長の求めに応じて、携帯電話事業者が当該携帯電話の契約者について本人確認等を行い、確認ができないときはサービスの停止等の措置をとることができます。



※確認書類を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する代わりに、販売員等が契約者の住居または本店等に赴いて、直接交付することも可能です。

法律に違反する行為があった場合には？

次のような行為は**禁止**されており、違反すると、**一定の場合には罰則の対象**となります。



違反行為

(1) 携帯電話事業者や代理店の違反行為

- ① 携帯電話契約時及び譲渡時に、本人確認を行わない
 - ② 本人確認記録を適切に作成しない、契約終了から決められた期間(3年間)保存しない
- ①、②いずれについても、義務に違反したときは、総務大臣は是正命令を発することができます。命令に違反すると、2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられます。

(2) 契約者の違反行為

- ① 携帯電話の契約時に氏名、住居及び生年月日について虚偽の申告をする
→本人特定事項を隠蔽する目的で行う場合、50万円以下の罰金に処せられます
- ② 自己の名義の携帯電話を、携帯電話事業者に無断で他人に譲渡する
→携帯電話事業者の承諾を得ずに、業として、有償で譲渡すると2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられます。勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。
- ③ 他人名義の携帯電話を譲渡したり、譲り受けたりする
→50万円以下の罰金に処せられます。勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。

ホームページのご案内

携帯電話不正利用防止法やその施行規則についてのさらなる情報については、総務省 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html) 及び警察庁のホームページをご覧ください。

また、よくあるご質問は、以下のページをご覧ください。

○Q & A -携帯電話音声通信事業者向け- (総務省ホームページ)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.files/Page444.html